

都道府県後期高齢者医療主管部（局）長 殿

厚生労働省保険局総務課長

後期高齢者医療の調整交付金の交付額の算定に関する省令  
の一部を改正する省令の施行について

後期高齢者医療の調整交付金の交付額の算定に関する省令の一部を改正する省令（平成20年厚生労働省令第131号。以下「改正省令」という。）が本日公布されたところであるが、改正省令の趣旨及び内容は下記のとおりであるので、貴都道府県内の市町村（特別区を含む。以下同じ。）、後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）等に周知徹底を図られたい。

記

第一 改正省令の趣旨

改正省令は、本年6月12日に政府・与党においてとりまとめられた「高齢者医療の円滑な運営のための負担の軽減等について」のうち、本年度における保険料軽減対策等について特別調整交付金により措置することとされたことに伴い、所要の改正を行うものであること。

第二 改正省令の内容

後期高齢者医療の調整交付金の交付額の算定に関する省令（平成19年厚生労働省令第141号）第6条に新たに一号を加え、平成二十年度における保険料の減額賦課その他後期高齢者医療の円滑な運営のために必要な措置に要する費用の額がある場合について別に定める額を特別調整交付金として交付することとするものであること。

第三 施行期日

改正省令は、公布の日から施行すること。